

異動届出書の記載方法

●提出期限は、異動のあった日の属する月の翌月の10日までです。

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

受付印 7

市町村長 令和 年 月 日 提出者 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)

整理番号

係氏 担当 氏名 住所 内線 6 年度 特別徴収番号 宛名番号 7 年度 特別徴収番号 宛名番号

異動された納税者の氏名・住所・個人番号

上段の住所に変更がある場合の新しい現住所

左記の氏名に変更がある場合の新しい氏名

転勤等により新勤務先が特別徴収を継続する場合は、その名称・所在地・電話番号をまた、新勤務先に高槻市の指定番号がある場合はその指定番号

納税者の合計年税額

左の(ア)の年税額のうち、すでに特別徴収された期間と税額

(ア)の年税額から(イ)の徴収済税額を差し引いた未徴収税額と期間

転勤・退職等の異動が発生した日

税額通知書でお知らせした指定番号及び宛名番号

退職の場合に、その年の1月1日から退職時までの給与・賞与等の支払い額の合計と、控除された社会保険料の額

未徴収の税額(ウ)がある場合、その納付方法の番号を記入

特別徴収ができなくなった事由の番号を記入

未徴収税額(ウ)を一括徴収する場合、それを納入する月分

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

3 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

2. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。

3. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。

4. 死亡による退職のため。

5. 転勤・退職等

6. 賞与

7. 賞与

8. 賞与

9. 賞与

10. 賞与

11. 賞与

12. 賞与

13. 賞与

14. 賞与

15. 賞与

16. 賞与

17. 賞与

18. 賞与

19. 賞与

20. 賞与

21. 賞与

22. 賞与

23. 賞与

24. 賞与

25. 賞与

26. 賞与

27. 賞与

28. 賞与

29. 賞与

30. 賞与

31. 賞与

32. 賞与

33. 賞与

34. 賞与

35. 賞与

36. 賞与

37. 賞与

38. 賞与

39. 賞与

40. 賞与

41. 賞与

42. 賞与

43. 賞与

44. 賞与

45. 賞与

46. 賞与

47. 賞与

48. 賞与

49. 賞与

50. 賞与

51. 賞与

52. 賞与

53. 賞与

54. 賞与

55. 賞与

56. 賞与

57. 賞与

58. 賞与

59. 賞与

60. 賞与

61. 賞与

62. 賞与

63. 賞与

64. 賞与

65. 賞与

66. 賞与

67. 賞与

68. 賞与

69. 賞与

70. 賞与

71. 賞与

72. 賞与

73. 賞与

74. 賞与

75. 賞与

76. 賞与

77. 賞与

78. 賞与

79. 賞与

80. 賞与

81. 賞与

82. 賞与

83. 賞与

84. 賞与

85. 賞与

86. 賞与

87. 賞与

88. 賞与

89. 賞与

90. 賞与

91. 賞与

92. 賞与

93. 賞与

94. 賞与

95. 賞与

96. 賞与

97. 賞与

98. 賞与

99. 賞与

100. 賞与

異動届出書等の届出書、依頼書の用紙が不足しましたら市民税課 (072-674-7132) までご連絡ください。
※高槻市のホームページからプリントアウトすることができます。